

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を制定することについて

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 23 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

こども家庭庁が設置され、厚生労働省の所管事項が内閣府に移管されたことに伴い、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うため、開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年開成町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	(保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。